

# 議 会 運 営 委 員 会

令和3年3月15日（月）

予算決算委員会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、  
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

### 1 令和3年3月浜田市議会定例会議について

#### (1) 令和3年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料 1-1、1-2

#### (2) 議会提出議案について

資料 1-3

ア 発議第3号 浜田市議会基本条例の一部改正について

イ 発議第4号 緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める  
意見書について

#### (3) その他

### 2 請願者等の意見陳述実施委員会での意見について

資料 2-1

・浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程

資料 2-2

### 3 自由討議要領について

資料 3

### 4 予算決算委員会の在り方について

資料 4

### 5 申し合わせ事項の一部改正について

資料 5

### 6 その他

#### (1) 令和3年4月1日からの委員会行政視察について

令和 3 年 3 月 浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（2 件）

〔補正予算 1 件、同意 1 件〕

議案第 47 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

同意第 2 号 浜田市教育委員会教育長の任命について

追加提案議案 概要説明資料  
(令和 3 年 3 月 17 日追加提案予定)

議案第 47 号

○ 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費について調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 2 号)	37,922,646	31,580	37,954,226

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整  
・ 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業

同意第 2 号

○ 浜田市教育委員会教育長の任命について

浜田市教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

1 浜田市教育委員会教育長

氏 名 岡 田 泰 宏

住 所 (省略)

職 業 地方公務員

生年月日 (省略)

(参考) 前任者：石 本 一 夫 (令和 3 年 3 月 31 日まで)

2 教育長の任期 3 年

## 令和3年3月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【付託件数内訳】

総務文教委員会 1件 予算決算委員会 1件

## 市長追加提出議案等（議案2件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第47号	令和3年度浜田市一般会計補正予算（第2号）	予算決算委員会
同意第2号	浜田市教育委員会教育長の任命について	総務文教委員会

## 議会追加提出議案（4件）

議案等番号	件名	提案委員会
発議第1号	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について	議会運営委員会
発議第2号	浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について	議会運営委員会
発議第3号	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について	議会運営委員会
発議第4号	緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書について	議会運営委員会

## 議会報告事件（1件）

議員派遣	(3月17日報告予定) 第148回中国市議会議長会定期総会
------	----------------------------------

発議第 3 号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

## 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。

第 24 条第 2 項中「第 109 条第 7 項」を「第 109 条第 6 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 4 号

緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書について

緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

## 緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書

本年 1 月、大都市圏においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、緊急事態宣言が再発令された。この宣言に伴う対策の内容は、飲食店の時間短縮に重きを置いたものであり、このことが地方にも影響し、島根県浜田市のような感染が抑えられている地域内においても飲食店の利用を控える傾向が非常に強くなったところである。

こうしたことから、浜田市内の飲食店及びその関連事業者は、緊急事態宣言の発令地域や時短要請されている地域（以下「緊急事態宣言等地域」という。）と同様に売り上げが大幅に落ち込み、極めて厳しい経営環境に置かれる状況になったところである。

一方、国の飲食業者への時短要請協力金や、その関連事業者への一時支援金などの支援は、制度としては全国を対象としているものの、実態として、これらの支援を受けられる事業者は、緊急事態宣言等地域に限られているところである。

緊急事態宣言等地域であるか否かを問わず、同じような厳しい経営環境にあれば、同様に支援の手は差し伸べられるべきである。緊急事態宣言等地域でないことをもって、支援措置が無いということは著しく不公平であり、早急に是正すべきものと考ええる。

また、こうした厳しい時こそ、財政基盤の脆弱な地方への配慮が必要と考える。

このような状況を踏まえ、下記の事項に取り組むことを強く求める。

### 記

緊急事態宣言等地域以外の地域において、厳しい経営環境にある飲食店に対し、緊急事態宣言等地域を同様に飲食店向けの給付金を支給するとともに、緊急事態宣言等地域の飲食店との取引に限定して実施する予定の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を、緊急事態宣言地域以外の飲食店との取引も対象とした制度に拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

島根県浜田市議会



# 提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	<b>発議第3号</b>
2	題名	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加を促進するための配慮をすること及び議会への市民参加を図るため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 議会の活動原則に係る追加（第3条関係） 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。</p> <p>2 請願者又は陳情者による説明又は意見陳述の機会に係る追加（第21条関係） 請願又は陳情の趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設ける。</p> <p>3 その他規定の整理（第24条関係）</p>
5	施行期日等	公布の日

## 請願者等の意見陳述実施後の意見と今後の方針について

※黄色部分が意見陳述に関する意見

委員会名 (件数・実施日)	陳述時間 (陳述者への質疑時間を含めた時間)	意見	今後の方針
議会運営委員会 (陳情 1 件) (3 月 1 日)	約 2 分 30 秒 (質疑なし)	実施した形で今後も進めることがよい	
総務文教委員会 (陳情 8 件) (3 月 4 日)	約 21 分 (質疑なし)	・説明により内容がよくわかり、採決の判断材料として審査の参考になり、よかった	
		・市民参加、市民の気持ちを汲む観点からも非常によく、改革が前進した	
		・執行部も同席しており、件数が多い時の運営の方法（柔軟にできる方法）の検討が必要	
		・陳情の文面について、しっかりとしたものしてもらおうよう陳情者に要望したい	
		・当該者でない方の陳情や本来陳情にあたるのかと思われるものもあり、陳情自体についての議論が必要	

委員会名 (件数・実施日)	陳述時間 (陳述者への質疑時間を含めた時間)	意見	今後の方針
福祉環境委員会  (請願 1 件 陳情 1 件)  (3 月 5 日)	請願：約 4 分 30 秒 (約 15 分)  陳情：約 3 分 (約 11 分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施することについてはよい。</li> <li>・請願者が制限時間を超えて陳述されたが、時間を守ってもらうことの工夫が必要（事前のお願い、読み原稿を陳述者本人にしっかり確認してもらうなど）。</li> <li>・進行する上で、時間経過した場合の対応を考えたい。</li> </ul>	
産業建設委員会  (陳情 9 件)  (3 月 8 日)	約 16 分 (約 22 分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対のみ理由を述べるが、賛成も述べるべき。賛成理由として、陳情書のみで賛成としたのか、陳情書に記載のない部分の提案をもって賛成したのか曖昧である。請願と陳情審査はあくまで書面の記載事項で判断すべきと考える。陳述の内容が陳情書で触れられていないことに言及しており、そこを踏まえての審査には疑問がある。</li> <li>・審査に時間を要する。陳情書に理由等の記載がないので内容を詳しく記載すべき。</li> <li>・陳情内容はいいが既に執行部対応済の場合は判断が困難。例えばこういったケースは配付のみにすることを考える必要がある。</li> <li>・配付のみにするのであれば、議会運営委員会で会派意見として述べてもらいたい。</li> <li>・委員と陳述者との質疑・答弁の制限時間も設けるべきでは。</li> </ul>	

## 浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 21 条第 5 項に規定する請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の説明又は意見陳述（以下これらを「意見陳述等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述等をすることができる者)

第 2 条 意見陳述等をするすることができる者は、請願者等のうち 1 人とする。

(意見陳述等の実施)

第 3 条 意見陳述等は、請願又は陳情（以下「請願等」という。）の審査が行われる委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下「委員会」という。）において実施する。

(意見陳述等の時間)

第 4 条 意見陳述等の時間は、請願等 1 件につき 3 分以内とする。

(意見陳述者に係る質疑)

第 5 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、意見陳述等をしようとする請願者等（以下「意見陳述者」という。）に対して質疑をすることができる。

2 意見陳述者は、委員及び市長その他の執行機関に対して質疑をすることができない。

(意見陳述等の申出等)

第 6 条 意見陳述者は、意見陳述等申出書（様式第 1 号）を、それに係る請願等の提出期限までに、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申出があったときは、意見陳述等の実施について、意見陳述等実施通知書(様式第 2 号)により意見陳述者に通知するものとする。

(意見陳述者の守るべき事項)

第 7 条 意見陳述者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 請願等の範囲を超える発言をしないこと。
- (3) 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の政党、個人等への誹謗中傷その他社会通念上適切でない認められる発言をしない

こと。

(4) この告示に違反しないこと。

(5) その他委員会の議事の妨害となる言動をしないこと。

(費用弁償)

第 8 条 意見陳述者には、意見陳述等に係る旅費等を支給しない。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

意見陳述等申出書

年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述等を  
希望します。

1 請願・陳情名

---

---

---

---

2 意見陳述等を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ。
- 異なる場合（団体からの請願等で代表者でない場合）

---

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

意見陳述者 様

浜田市議会議長



意見陳述等実施通知書

年 月 日付けで申出のありました意見陳述等については、  
次のとおり実施しますので、浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規  
程第 6 条第 2 項の規定により通知します。

意見陳述等を実施 する請願・陳情名	
委員会開催日時	
会 場	
意見陳述者	
備 考	

## 浜田市議会自由討議実施要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的及び場）

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間又は委員間の理解を深めた上で議論を尽くして合意形成に努めることを目的とする。

2 自由討議は、本会議、委員会又は浜田市議会会議規則（平成17年11月17日議会規則第1号）第107条に規定する協議等の場（以下「本会議等」という。）において実施することができるものとする。

## （議題）

第3条 自由討議の議題は、議員又は市長から提案された議案及び市民から提出された請願又は陳情とする。

2 議長、委員長又は会長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき議題を決定することができるものとする。

## （開始）

第4条 自由討議は、議長等、委員又は議員の発議又は議員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議し、又は動議をする場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 前条第1項における自由討議は、採決の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。



## (発言者等)

第5条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、自由討議に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び許可を得た場合は、この限りでない。

## (発言の禁止)

第6条 議長等は、委員又は議員の発言が不適切又は不穏当と認めたときは、発言について注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

## (自由討議時間等)

第7条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長等は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

## (記録及び会議の公開)

第8条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

## (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

## 予算決算委員会の在り方について

### 1 今後検討する事項

会派 議員名	提出意見
超党はまだ	<p>1 (9月の決算審査時) 主要施策等実績報告書に、執行部により、事業実施評価、うまくいかなかった理由、残された課題などを記述してもらおう。(業務の負荷になるが、これは執行部にとっても必要なものである)</p>
西村議員	<p>1 決算審査(9月議会)のあり方についての意見          予算決算委員会における質疑終了後、1日程度の設定で3つの常任委員会ごとに分かれて意見を集約し、その集約した意見を全体会において発表し、最終的に予算決算委員会としての附帯意見としてまとめ上げる方式を提起したい。          (現状に対する問題意識)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 1年間の市政運営の決算審査にあたり、結果的に数百に及ぶ事業に対し何の附帯意見もつけずに「認定」とする議員が相当数存在する現状は、改善の必要アリと考える。</li> <li>▶ また、質疑終了後、すぐに議員に意見を求める(書いてもらおう)現在のやり方では、議員の理解が深まらないように感じている。</li> <li>▶ 少人数で意見が出やすい状況をつくるためにも、常任委員会単位での意見集約をスケジュールに加え、意見集約を2段階制にすることで上記2項目の弱点の強化をめざす。</li> </ul>

## 浜田市議会申合せ事項の変更について（3項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	自治区長名の削除	「委員会条例関係」 P12 第1章 総則	<p>（常任委員会）</p> <p>9 委員会の出席説明員は、委員長が出席要請を行うものを調整するが、原則として副市長（各定例会議のみ）、教育長、部長（支所長を含む。）及び課長に要請する。ただし必要が生じたときは、市長、自治区長等に要請する。（H24.4.6 追加）（H25.4.11 削除）（H30.6.11 変更）（H30.12.19 追加）</p> <p>予算決算委員会への常時出席者として、市長（3月定例会議のみ）、副市長、自治区長（必要に応じて）、総務部長、財政課長に要請し、教育長及び他の関係部課長は、質疑等が予想される審査時に適時出席要請する。（H22.11.22 変更・市長3月定例関連）（H24.4.6 追加・経済政策統括監）（H25.4.11 削除経済政策統括監）（H26.4.1 変更・財務部長 削除・企画財政部次長）（H30.12.19 修正・定例会 削除・財務部長）</p>	<p>（常任委員会）</p> <p>9 委員会の出席説明員は、委員長が出席要請を行うものを調整するが、原則として副市長（各定例会議のみ）、教育長、部長（支所長を含む。）及び課長に要請する。ただし必要が生じたときは、市長_____等に要請する。（H24.4.6 追加）（H25.4.11 削除）（H30.6.11 変更）（H30.12.19 追加）</p> <p>予算決算委員会への常時出席者として、市長（3月定例会議のみ）、副市長_____、総務部長、財政課長に要請し、教育長及び他の関係部課長は、質疑等が予想される審査時に適時出席要請する。（H22.11.22 変更・市長3月定例関連）（H24.4.6 追加・経済政策統括監）（H25.4.11 削除経済政策統括監）（H26.4.1 変更・財務部長 削除・企画財政部次長）（H30.12.19 修正・定例会 削除・財務部長）</p>
2	ひゃこるネットみすみの削除（2月1日からのチャンネル統合のため）	「その他」 P16 第1章 傍聴・広報会議	5 会派代表質問、個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」及び「ひゃこるネットみすみ」の自主放映番組ですべて放映することとする。	5 会派代表質問、個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」_____の自主放映番組ですべて放映することとする。

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
3	会議資料提供の取扱追加	「その他」 P16 第1章 傍聴・広報会議	<p>8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書、予算説明資料、決算書、監査委員意見書及び主要施策等実績報告書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。(H23.6.10 修正)(H30.8.23 変更)(R2.9.29 変更)</p> <p>(規定なし)</p>	<p>8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。</p> <p>_____</p> <p>_____ なお、新年度予算書、予算説明資料、決算書、監査委員意見書及び主要施策等実績報告書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。(H23.6.10 修正)(H30.8.23 変更)(R2.9.29 変更)</p> <p><b>11 市民への情報提供を図るため、会議資料については、原則として議員への提供と同時期に市議会ホームページに掲載する。</b></p>